

3 練福介第 2345 号
令和 3 年 7 月 12 日

区内介護サービス事業所 管理者 各位

練馬区高齢施策担当部
介護保険課長 風間 康子
(公印省略)

介護サービス事業所における新型コロナウイルス感染症対策の徹底継続について(依頼)

日頃より、練馬区の高齢者福祉施策に、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。併せて、各事業所における新型コロナウイルスの感染予防、拡大防止対策についてご尽力をいただき、重ねて御礼申し上げます。

高齢者のワクチン接種も進んでいるところではありますが、ワクチン接種後でも新型コロナウイルスに感染する可能性があります。また、ワクチンを受けた方から他人への感染をどの程度予防できるかはまだ分かっていません。

つきましては、各事業所におかれましては、感染対策の再徹底、必要性について、改めて、利用者およびご家族ならびに職員への周知をお願いいたします。

なお、ワクチン接種後の感染対策の必要性についてリーフレットを作成しました。周知や事業所への掲示等にご活用ください。

記

- 1 リーフレット
別紙のとおり
- 2 利用者およびご家族への正確な情報提供
利用者およびご家族に対して、ワクチン接種後も手指消毒、マスクの着用、体調の確認等の必要があることの周知をお願いいたします。
併せて、事業所の新型コロナウイルス感染症対策についても、再度周知をお願いいたします。
- 3 ご留意いただく事項
 - (1) 感染症に係る標準的な感染予防対策の継続
マスクの着用、手指消毒等を始めとする標準的な感染予防対策について、職員と共有し、感染対策の徹底を継続してください。
 - (2) サービス提供時の飛沫感染、接触感染の防止の継続
 - ・ 大声で歌を歌ったり、掛け声をかけない。
 - ・ 利用者同士が手を触れない距離を保つこと

(3) 職員等の健康観察の継続

職員（事務職・送迎担当・ボランティア等を含む）は、出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底してください。ワクチン接種直後の発熱時も同様です。

<問合せ先> 介護保険課事業者運営推進係 電話 03 - 5984 - 4589（直通）